

おだ かつひさ PRESS

〒216-0003
川崎市宮前区有馬6-6-1 五十嵐ハイツ102号
TEL & FAX : 044-856-5456
E-mail: oda@odakatsu.com
URL http://odakatsu.com/



川崎市議会議員(宮前区)
おだ かつひさ

川崎市にとって「ふるさと納税」は百害あって一利なし 〜年間43億円もの減収で市民サービスの低下の懸念〜

賢く活用した方がお得！
利用しないと損！
ふるさと納税は、毎年1月1日からはじまりますので、特に12月はテレビや新聞での広告がにぎわいます。返礼品競争の過熱なども課題になっていきますが、この機会に川崎市にとっての問題を整理したいと思います。

◎「生まれ故郷への恩返し」から「もうけの追及」へと変容
「納税」との名称ですが、実は自治体への寄付行為です。住んでいない地域に「住民税」を払うことはできないのです。寄付する額は、次年度の所得税や住民税から控除されますから、寄付にとともに返礼品の分だけ「もうけ」となる仕組みです。過熱する返礼品競争の一番の背景です。

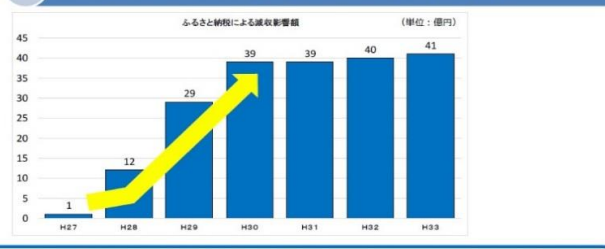
今や、5割から8割の返礼比率は常識となり、結局は寄付金の大半は個人に「もうけ」として還元されています。国も川崎

市も税収不足に喘いでいる現状で、このように税収の減る制度は問題です。

◎川崎市にとっては、単なる減収に「ふるさと納税制度」のもう一つの課題は、富裕層ほど制度上の大きな節税・減税効果を得られることです。比較的富裕層の多い川崎市では影響が顕著です。さらに普通交付税の交付団体は、ふるさと納税制度による減収の四分の三の補填があります。川崎市は政令市で唯一の不交付団体ですから、単なる「減収」となってしまうのです。

所得の多い人ほど税優遇の恩恵が多く、さらに自分が生活し、子育てや介護などの市民サービスを提供する川崎市の税収を減らす矛盾した制度の見直しを早急に行わなくてはなりません。国に制度改正への要請を行っています。

川崎市における「ふるさと納税」による減収影響額



- ふるさと納税制度は、応援したい自治体への気持ちをかたちにするものであり、豊かな地域社会の形成や住民の福祉増進に寄与するものと認識。
 - 平成28年度の、寄附金控除上限額の1割から2割への引き上げと、確定申告が不要となるワンストップ特例制度の創設や、平成30年度の、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲などにより、減収額が急増。
 - 「不交付団体」は、減収額が補てんされないため、行政サービスへの影響が交付団体である他都市と比べてより深刻。
- ⇒ 「不交付団体」への影響を緩和する財政措置の創設が必要。

おだ かつひさ (織田 勝久) プロフィール

- ◆ 1961年、川崎市幸区生まれ。
- ◆ 駒場東邦高校、中央大学 法学部卒業 (地方自治、都市政策専攻)
- ◆ 国会議員秘書を経て、2003年川崎市議会議員初当選。
- ◆ 現在4期目。市議会総務委員会委員長、健康福祉委員会委員長、議会運営委員会副委員長、市議会政策担当者会議メンバー、市監査委員等を歴任。みらい川崎市議団前団長、現在、まちづくり委員会委員。
- ◆ ボーイスカウト川崎第54団所属、宮前区少年野球連盟顧問、宮前区グートボール協会顧問。原水禁川崎市連事務局長。
- ◆ 尊敬する人物/ケネディー元アメリカ大統領
- ◆ 好きな作家/司馬遼太郎、宮城谷昌光 ◆ 好きな言葉/知行合一
- ◆ 妻、二男(24才と20才)の4人家族。有馬在住。

特選 ふるさと納税 Vol.1

実質2,000円!? まだ間に合います!! 急げ!! 12/31迄

ふるさと納税とは、地方自治体への寄付金のこと。上限範囲内で寄付すると、なんと自己負担実質2,000円でお礼の品がもらえる! WEBを活用すれば手続きも簡単! 本広告を活用してふるさと納税をやってみよう。

初心者でも 早くから!! ふるさと納税 申し込み手順
スマホやPCで 手続きは簡単!! 最短5分で完了!!

初心者でも 簡単に分かる!! ふるさと納税
注目3大メリット
お礼の品がもらえる

お得とアピールする新聞広告